

役員等報酬規程

社会福祉法人 長寿村

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿村（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

（常勤役員等の報酬）

第2条 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、別表1、別表2、別表3の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。

（非常勤役員等の報酬）

第3条 非常勤役員等については、別表1、別表2、別表3に基づいて報酬等を支給することができる。

（理事長、副理事長、常務理事、非常勤役員の報酬）

第4条 理事長、副理事長、常務理事、非常勤役員については、各々、月額報酬500,000円の上限範囲内で支給することができ、その額については理事会において決定する。月額報酬として支給した場合は、別表1、別表2、別表3の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。また、月額報酬として支給しない場合は、別表1、別表2、別表3に基づいて支給することができる。

（報酬等の額の算定方法）

第5条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 1 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席した場合については、別表1により報酬及び旅費を支払うことができる。
- 2 法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。
- 3 法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
 - ア. 旅費は、実費を支給する。
 - イ. 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。
 - ウ. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - エ. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（決算賞与）

第6条 理事に対して、常勤非常勤を問わず、計算書類における経常増減差額が、黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内で、経常増減差額の5%を上限額とし、評議員会により定められた理事報酬の総額の範囲内で、決算賞与として支給することができる。その額については理事会において決定する。

（報酬等の上限額）

第7条 当法人の理事、監事及び評議員に対する、各年度における報酬等の上限総額は次のとおりとする。

全理事 3,000 万円以内

全監事 100 万円以内

全評議員 150 万円以内

（報酬等の支給方法）

第8条 理事長、副理事長、常務理事に対する報酬等の支給については、毎月末日までとする。但し、当日土・日曜休日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに本人に直接その全額を支払う。

3 決算賞与の支給時期は、毎年7月とする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

5 報酬等は、通貨により本人に（死亡により退任した者にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。

（端数の処理）

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

（公表）

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第 12 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 10 年 10 月 1 日より適用する。

この改定規程は、平成 10 年 12 月 12 日より適用する。

この改定規程は、平成 16 年 12 月 4 日より適用する。

この改定規程は、平成 20 年 6 月 1 日より適用する。

この改定規程は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

この改定規定は、平成 29 年 7 月 1 日より適用する。

この改定規定は、令和 5 年 7 月 1 日より適用する。

この改定規定は、令和 8 年 7 月 1 日より適用する。

別表 1

名 称	金 額
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円
評議員・選任解任委員会出席報酬	10,000円

※旅費は実費額を支給する。

別表 2

名 称	業 務 時 間	金 額
理事 業務報酬	4 時間未満	20,000円
	4 時間以上 8 時間未満	30,000円
	8 時間以上	40,000円
評議員 業務報酬	4 時間未満	20,000円
	4 時間以上 8 時間未満	30,000円
	8 時間以上	40,000円
監事監査 指導報酬等	4 時間未満	20,000円
	4 時間以上 8 時間未満	30,000円
	8 時間以上	40,000円

※旅費は実費額を支給する。

別表 3

旅 費	宿泊費（上限）	報酬（1 日）	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費